

P T A 規約

令和7年3月改正

江戸川区立松江第五中学校 PTA

<沿革>

昭和35年4月28日	制 定
昭和42年4月	改 正
昭和45年3月	〃
昭和48年4月	〃
昭和51年4月	〃
昭和54年4月	〃
昭和56年4月	〃
昭和59年4月	〃
昭和60年4月	〃
平成元年4月	〃
平成4年3月	〃
平成9年3月	〃
平成10年12月	〃
平成15年4月	〃
平成17年4月	〃
平成18年5月	〃
平成19年4月	〃
平成22年3月	〃
平成23年5月	〃
平成25年4月	〃
令和4年3月	改 定
令和6年3月	〃
令和7年3月	改 正

第1章 名称および所在地

第1条 本会は江戸川区立松江第五中学校PTAと称し、事務所を同学校内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会の目的は、学校の教育目標を達成させるため、保護者と教師との理解を緊密にし、互いに連携して、本校教育の発展充実を図ることにある。

第3章 事 業

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、教育上必要と認める下記の事業を行う。

- 1 学校と家庭との生活指導上の理解を深め、教育上の協力を緊密にする事項。
- 2 会員相互の文化、教養、健康、厚生、親睦に関する事項。
- 3 校外における生徒の健全育成、補導、並びに安全保持に関する事項。
- 4 会員への共通理解、情報連絡のための、広報に関する事項。
- 5 その他、本会の目的達成に必要な事項。

第4章 会 員

第4条 本会の会員は下記の通りとする。

- 1 本校に在籍する生徒の保護者。
- 2 本校の教職員。

第5条 入会及び退会

- 1 本会への入会は任意とする。
- 2 入会に際して書面による手続きを要しないものとする。
- 3 生徒の入学時点で会員となるが、入会を希望しない場合は、4月末日までに申し出ること
で入会を拒否することができる。
- 4 退会を希望する者は、随時申し出ることができ、所定の手続きをもって退会が認められる。

第5章 会費及び運営費

第6条 本会の会費及び運営費は下記の通りとする。

- 1 本会の運営費は、会費及び寄付金、並びに本会の催す諸事業による収入をあてる。
- 2 会費は次の通りとする

- ・生徒1人につき 月額400円（生徒の保護者が負担）
 - ・教職員1人につき 月額400円
- 3 会費の徴収は、学校に委託し、学費等と合わせて徴収するものとする。
- 4 卒業対策費として金融機関に口座を開設し、本会計とは別途取り扱う。

第6章 役員及び選出

第7条 本会には下記の役員を置き、必要事項の執行に当たる。

- | | | |
|---|---------|-----------------|
| 1 | 会長 | 1名 |
| 2 | 副会長 | 2名以上（学校より1名副校長） |
| 3 | 会計 | 2名以上（うち1名は教職員） |
| 4 | 書記 | 2名以上（うち1名は教職員） |
| 5 | 会計監査 | 2名 |
| 6 | サポーター担当 | 若干名 |

第8条 役員の任期は原則2年とし、兼任しないものとする。再任は妨げない。

第9条 役員の選出は、次のとおり行う。

- 1 役員募集は役員が行う。
- 2 総会において、第6条で定める役員を推薦して承認を受ける。
- 3 公正な立場で適任者の選考に努力する。役員の選考にあたっては秘密を厳守する。

第7章 役員の任務

第10条 役員の任務は下記の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括するとともに、総会およびサポーターへの招集を行う。
- 2 副会長は、会長を補佐する。会長に事故がある場合は、その任務を代行する。
- 3 会計は、会の会計事務にあたる。
- 4 書記は、会の事務運営にあたる。
- 5 会計監査は、会の経理及び事務の監査にあたる。

第8章 顧問、相談役

第11条 本会は顧問・相談役を置くことができる。顧問・相談役は必要に応じて会長が推薦し、総会において承認される。

第9章 集会および運営

- 第12条 集会は次のとおりとする。
- 1 全会員をもって構成される本会の最高決議機関である。
 - 2 決議は、招集又は書面（電磁的記録を含む）によって行い、その効力はどちらも同じものとする。また、その決議は会員の過半数（委任状を含む）をもって成立する。ただし、未回答や未記入は同意と見做す。
- 第13条 本会の集会は下記の通りとし、出席者の過半数の賛成により議決する。各会の招集は会長が行う。
- 1 定期総会
 - ・ 5月総会 活動報告・決算承認・予算案の審議並びに承認・その他
 - ・ 3月総会 次年度の役員承認・その他
 - 2 役員会
 - ・ 必要に応じて開催する。
- 第14条 臨時総会は役員会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上が要求した場合に開かなければならない。

第10章 役員会

- 第15条 役員会は、役員及び学校長をもって構成する。
- 第16条 役員会は必要に応じて随時開き、本会の運営に必要な事項について協議する。
- 第17条 任務は、次のとおりとする。
- 1 総会の議案を検討する。
 - 2 学校で行われる諸行事の運営に協力する。
 - 3 PTA行事の企画・運営を行う。
 - 4 会員より委任された事項を処理する。
 - 5 活動に必要な予算を審議する。
 - 6 「第12章で定める(サポーター)」の告知・募集
- 第18条 役員会の決議は、出席者の過半数の同意によって成立する。

第11章 会計

- 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第20条 本会の予算案は役員会において編成し、総会において承認する。

第21条 本会の決算は会計監査を受けて、総会において報告し、承認を受ける。

第12章 サポーター制度

第22条 学校内外での諸行事や活動(以下「行事」という)に参加し、支援・協力することを目的とする。

第23条 サポーター制度の名称は「たちばなサポーター」とする

第24条 第17条第6項に基づき役員会が告知・募集し、行事に参加を希望する会員により構成する。各行事において人数に定めをおかない。また、複数の行事に参加希望することを妨げない。

第25条 たちばなサポーターは、役員及び会員をもって構成する。

第26条 たちばなサポーターは、PTA行事及び、学校行事への運営の協力・支援を行う。

第13章 個人情報の取扱い

第27条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第14章 保険

第28条 本会は、本会の主催する行事、活動等に参加する会員並びに生徒に、万一傷害の発生した場合の経済的負担を軽減するため、PTA団体傷害保険に加入する。

第29条 本会は、本会の運営において万一個人情報が漏洩した場合に備えて、統合賠償責任保険に加入する。

第30条 保険料は、本会運営費より支出する。

第31条 保険会社並びに契約条件の選択は、役員会が行う。

第15章 規約の改正

第32条 本規約の改正にあたっては、役員会の承認を得て、総会にかけなければならない。

第33条 本規約は、総会において全会員の3分の2以上の賛成がなければ、改正することはできない。ただし、未回答や未記入は同意と見做す。なお、改正案は、総会開催の1週間前までに全会員に知らされなければならない。

第34条 本会の規約は、総会承認後実施する。

第16章 付則

第35条 本会に関する慶弔及び生徒奨励金規定は、細則で定める。

細則

1 慶弔規定

内 容			金 額	摘 要
	教員	本人	5,000円	
		配偶者	5,000円	
		子女	5,000円	
	会 員		5,000円	
	生 徒		5,000円	
病 気	教 員		5,000円	役員会で協議して決定する。
	生 徒		5,000円	
災 害	教 員		5,000円	役員会で協議して決定する。
	生 徒		5,000円	

2 生徒奨励金規定

生 徒 奨 励 費	関東大会出場	5,000円	部活動または部外の個人活動に関して活躍のあった生徒に対して学校側と協議し、承認を得る
	全国大会出場	10,000円	
	世界大会出場	15,000円	